

地域医療連携推進法人認定申請等の概要

1 地域医療連携推進法人の認定申請について

(1) 申請の経緯等

別添 1 のとおり

(2) 申請者氏名等

名称：一般社団法人あおもり医療連携推進機構

所在地：青森市東造道二丁目 1 番 1 号

(3) 医療連携推進区域

青森地域

(4) 医療連携推進方針

別添 2 のとおり

(5) 参加法人

① 青森県

青森県立中央病院、青森県立つくしが丘病院

② 青森市

青森市民病院、青森市立浪岡病院

(6) 役員の状況

	氏名	所属・役職
理事	大山 力	青森県病院事業管理者
	廣田 和美	青森県立中央病院 病院長
	豊木 嘉一	青森市民病院 病院長
	桐生 一宏	青森県立つくしが丘病院 病院長
	高橋 敏之	青森市立浪岡病院 病院長
監事	荒関 浩巳	青森県病院局長
	奈良 英文	青森市民病院 事務局長

2 代表理事の選定認可申請について

(1) 代表理事

大山 力（青森県病院事業管理者）

(2) 選定の理由

青森県立中央病院と青森市民病院の共同経営・統合新病院を整備するに当たり、青森県が進める地域医療構想の実現を目指し、統合前から、関係病院の機能分担及び業務の連携の推進を図るための代表者として適格である。

3 認定基準の適否について

すべての認定基準を満たしている。(詳細は別添3のとおり)

地域医療連携推進法人の設立について

資料2-2 別添1

令和7年3月17日
医療審議会

【設立の目的】

- ① 統合効果の早期発現と円滑な病院統合に向け、令和6年度中に青森県立中央病院・青森市民病院・青森県立つくしが丘病院・青森市立浪岡病院の4病院で地域医療連携推進法人を設立し、機能分担及び業務の連携の推進を図る。
- ② 青森地域保健医療圏において、回復期機能を有する医療機関や一次、二次救急を担う医療機関等との連携体制を構築する（令和7年度以降）。

【地域医療連携推進方針のポイント】

①診療連携	②医療情報の共有	③人材教育・人材交流	④その他
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 統合に向けた各種マニュアルや基準等の統一化 ◆ 紹介・逆紹介の推進 ◆ 一次・二次の救急医療機関との連携推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 診療情報の共有による医療サービスの充実と業務・経費の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ テーマ・職種別等による研修会の共同開催 ◆ 共通プログラムによる研修の実施 ◆ 職種・階層別の人材交流 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 統合や医療連携に関する積極的な情報発信 ◆ 医療従事者の計画的な採用 ◆ 医薬品等の多様な調達手段の検討

統合に向けた具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ■ 診療等に関するマニュアルや基準等の統一 ■ 共同研修等による人材育成
<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人内での人材の融通（在籍型出向等） ■ 医療従事者の計画的な採用
<ul style="list-style-type: none"> ■ ホームページ等による情報発信

期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 円滑な統合 ✓ 医療従事者の資質向上
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一体的な人材活用による医療従事者不足等への対応
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 統合新病院整備に対する理解の促進

地域医療連携推進法人の設立について

第8・9次保健医療計画（R6～17）

《役割》

《第1フェーズ》

(令和6年度)

《第2フェーズ》

(令和7年度～)

《第3フェーズ》

病院統合関連

法人設立

《主な取組》

- マニュアルや基準等の統一
- 共同研修による人材育成
- 人材の融通(人材交流)
- 計画的な職員採用

等

統合まで

【青森地域】
地域の医療提供
体制の確保

自治体病院・
民間医療機関等
参加団体の拡大

《主な取組》

- 患者の紹介・逆紹介
- 救急医療に関する機能分担、連携
- 人材交流・人材育成
- その他医療連携

等

【県全体】
地域医療の
維持・確保

第3フェーズ(全県の取組)に向けた取組

地域医療構想調整会議で
取組を呼びかけ

地域内
での連携

地域間
での連携

全県の
取組

《主な取組》

- 医師確保・医師派遣
- その他医療連携

等

既存の地域医療連携推進法人や
広域連携の枠組みなども活用

地域医療連携推進方針

1 医療連携推進区域

青森地域保健医療圏

2 参加法人等

(1) 青森県

青森県立中央病院、青森県立つくしが丘病院

(2) 青森市

青森市民病院、青森市立浪岡病院

3 理念・運営方針

(理念)

青森県立中央病院と青森市民病院の共同経営・統合新病院を整備するに当たり、青森県が進める地域医療構想の実現を目指し、統合前から、関係病院の機能分担及び業務の連携の推進を図るとともに、青森地域保健医療圏において質の高い効率的な医療提供体制を確保していく。

(運営方針)

円滑な病院統合と統合効果の早期発現に向け、両病院が連携し、業務を推進していく。

① 「県全域を対象とした高度、専門、政策医療の拠点病院」、「青森地域保健医療圏における中核病院」としての役割を継承するとともに、医療機能・サービスの更なる充実、地域の医療機関等への支援、医療従事者の人材確保・育成などにより、安全で質の高い医療を提供する。

② 地域における二次、三次救急の中核的な医療機関として、専門スタッフの増員を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、救急医療提供体制を強化する。

③ 転院患者の受入先確保のため、回復期機能を有する医療機関等との連携体制を構築する。

青森地域保健医療圏において、救急医療をはじめとした医療提供体制を確保・強化するため、民間医療機関等と連携し、急性期・回復期・慢性期・リハビリ・介護・在宅・看取りの一連の流れなどの円滑な連携体制を確保する。

4 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

(1) 診療連携

① 青森県立中央病院と青森市民病院の統合効果の早期発現と円滑な統合の推進

安定的な医療スタッフの確保を図り、安全で質の高い医療を提供するため、両病院が有する医療機能を活用し相互に補完して診療を行い、両病院間のコミュニケー

ションを深めるとともに、統合に向け各種マニュアルや基準等の統一化を図る。

② 地域の医療機関との連携推進

回復期機能を有する医療機関や一次、二次救急を担う医療機関等との連携体制を構築する。

また、各種診療情報の共有、地域連携パスの活用などにより、患者の紹介・逆紹介を推進し、地域完結型の医療体制を構築する。

(2) 関係病院の医療情報の活用

患者等の情報（検査情報、手術情報等の医療情報）の共有により紹介、転院、問診等に関する業務軽減、経費節減を図る。

(3) 人材教育

医療安全、感染管理、接遇等のテーマ別や職種別等の研修会・勉強会を共同で開催するとともに、看護師のラダー研修等の一般研修を共通のプログラムで実施し、地域における医療従事者の資質向上を図る。

(4) 人材交流

職員相互の理解及び各種課題の解決等に資するため、職種・階層別の人材交流を行う。

(5) その他地域医療連携推進に関する事業

① 積極的な情報発信

ホームページ等、様々な情報媒体を活用して、適時適切に地域住民、地域の医療機関等へ情報を提供し、地域医療連携推進法人の取組への理解を深める。

② 医療従事者の計画的な採用

統合新病院の開院時に必要なスキルを持った医療従事者の体制を整えるため、医療従事者の計画的な採用を行い、統合新病院の体制を整備する。

③ 医薬品等の多様な調達手段の検討

医薬品、診療材料、医療機器等の購入に際しては、多様な調達手段の検討を行い、経営の効率化を図る。

◎地域医療連携推進法人認定基準審査表（一般社団法人あおり医療連携推進機構）

	認定基準	審査内容	適否
I	地域医療連携推進法人の運営について		
1	医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること。（法第70条の3第1項第1号） （医療連携推進業務を行うのに直接要する費用について、法人全体に共通して発生する費用または法人運営のために毎年度経常的に要する費用を含めた合計額に占める事業比率が50%超であること。）	事業比率：100%	適
2	医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。（法第70条の3第1項第2号）	<p>【経理的基礎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>財務基盤の明確化について</u> 当法人の運営経費は定款第8条に基づき社員が負担する。 ・ <u>経理処理・財産管理の適正性について</u> 定款第44条で規定する諸帳簿を備え付け、定款第25条第3号の規定により、代表理事が4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況報告時に経理処理状況等の報告を行い、適切な管理を行う。 <p>【技術的能力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力の確保について</u> 青森県立中央病院、青森市民病院、つくしが丘病院、浪岡病院の病院長が理事を務め、適切な判断で医療連携推進業務を調整、運営できる体制を確保している。 	適

3	医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。(法第70条の3第1項第3号) なお、資金の貸付け等は当該特別の利益に当たらないものとする。	区分	社員等に対する利益供与の内容	特別の利益の有無	適
		施設の利用	該当なし	無	
		金銭の貸付け	該当なし	無	
		資金の譲渡	該当なし	無	
		給与の支給	該当なし	無	
		その他財産の運用及び事業の運営	該当なし	無	
4	医療連携推進業務以外を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。(法第70条の3第1項第5号)	医療連携推進業務以外を行わない。			適
II 医療連携推進方針について					
5	医療連携推進方針に「医療連携推進区域」「参加法人が当該区域において開設する病院等(参加病院等)の機能分担及び業務連携に関する事項」「目標に関する事項」「運営方針・参加法人に関する事項」が記載されていること。(法第70条の3第1項第6号)	医療連携推進方針にすべて記載されている。			適
III 議決権について					
6	病院等を開設する参加法人の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人の議決権の合計を超えるものであること。(法第70条の3第1項第9号)	区分	議決権数		適
		病院等を開設する参加法人・・・①	2		
7	参加法人の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。(法第70条の3第1項第12号)	介護施設等を開設する参加法人・・・②	0		適
		その他の社員・・・③	0		
		総議決権数(①～③の合計)・・・A	2		
		参加法人の議決権の構成割合(第8号)	① > ②		
		参加法人の議決権の構成割合(第11号)	[(①+②)/A] > 0.5		
8	社員は、各一個の議決権を有するものであること。(法第70条の3第1項第11号) ただし、定款の定めが	議決権は、社員1名につき1個である。(定款第18条に規定)			適

	<ul style="list-style-type: none"> 議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。 議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。 <p>のいずれにも該当する場合は、この限りではないこと。</p>																					
IV 役員について																						
9	<p>役員について、以下のいずれにも該当するものであること。(法第70条の3第1項第14号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事3人以上、監事1人以上であること。 本人、配偶者、三親等以内の親族及びそれに類する特殊の関係がある者が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること。 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。 	<p>定款第23条、第24条において定めている。</p> <p>役員は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>所属・役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">理事</td> <td>大山 力</td> <td>青森県病院事業管理者</td> </tr> <tr> <td>廣田 和美</td> <td>青森県立中央病院 病院長</td> </tr> <tr> <td>豊木 嘉一</td> <td>青森市民病院 病院長</td> </tr> <tr> <td>桐生 一宏</td> <td>青森県立つくしが丘病院 病院長</td> </tr> <tr> <td>高橋 敏之</td> <td>青森市立浪岡病院 病院長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監事</td> <td>荒関 浩巳</td> <td>青森県病院局長</td> </tr> <tr> <td>奈良 英文</td> <td>青森市民病院 事務局長</td> </tr> </tbody> </table>		氏名	所属・役職	理事	大山 力	青森県病院事業管理者	廣田 和美	青森県立中央病院 病院長	豊木 嘉一	青森市民病院 病院長	桐生 一宏	青森県立つくしが丘病院 病院長	高橋 敏之	青森市立浪岡病院 病院長	監事	荒関 浩巳	青森県病院局長	奈良 英文	青森市民病院 事務局長	適
	氏名	所属・役職																				
理事	大山 力	青森県病院事業管理者																				
	廣田 和美	青森県立中央病院 病院長																				
	豊木 嘉一	青森市民病院 病院長																				
	桐生 一宏	青森県立つくしが丘病院 病院長																				
	高橋 敏之	青森市立浪岡病院 病院長																				
監事	荒関 浩巳	青森県病院局長																				
	奈良 英文	青森市民病院 事務局長																				
10	代表理事を1人置いているものであること。(法第70条の3第1項第15号)	<p>定款第23条において定めている。</p> <p>代表理事：大山 力（青森県病院事業管理者）</p>	適																			
V 定款に定めるべき事項について																						
11	医療連携推進区域を定款で定めていること。(法第70条の3第1項第6号)	定款第4条において定めている。	適																			
12	社員は参加法人並びに病院等を開設する法人、介護事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人及び地域において良質かつ適正な医療を効率的に提供するために必要な者として医療法施行規則第39条の2で定めた者に限る旨定款で定めていること。(法第70条の3第1項第7号)	定款第6条において定めている。	適																			
13	社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付与していないものであること。(法第70条の3第1項第10	付与していない。(定款第7～8条、第10～12条)	適																			

	号)		
14	営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を社員、理事、監事としない旨を定款で定めていること。(法第 70 条の 3 第 1 項第 13 号)	定款第 7 条 (社員)、第 24 条 (役員) において定めている。	適
15	理事会を置いているものであること。(法第 70 条の 3 第 1 項第 16 号)	定款第 29 条において定めている。	適
16	以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。(法第 70 条の 3 第 1 項第 17 号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成するものであること。 ・ 参加法人が予算の決定等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人が意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べることができるものであること。 ・ 医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について、評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。 	定款第 36 条、第 37 条において定めている。	適
17	参加法人が予算の決定、借入金、重要な資産の処分、事業計画の決定、定款変更、合併、分割、解散等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。(法第 70 条の 3 第 1 項第 18 号)	定款第 9 条において定めている。	適
18	医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団法人たる医療法人であって持分の定めのないもの又は財団法人たる医療法人に贈与する旨を定款で定めているものであること。(法第 70 条の 3 第 1 項第 19 号)	定款第 52 条において定めている。	適
19	清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。(法第 70 条の 3 第 1 項第 20 号)	定款第 53 条において定めている。	適
VI 欠格事由			
20	次の欠格事由に該当しないこと。(法第 70 条の 4)		適
	① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無		

イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	無	
ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	無	
ハ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることができなくなった日から5年を経過しない者	無	
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	無	
② 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	無	
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	無	